

西スポ少第60号
令和4年3月7日

西都市スポーツ少年団
各単位団代表指導者様

西都市スポーツ少年団
本部長 合田 浩敏
《公印省略》

新型コロナウイルス感染症に係る今後のスポーツ少年団の対応について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

標題の件について、本日付で西都市教育委員会より部活動の活動制限の変更がございました。それに合わせ、スポーツ少年団活動も下記の通り変更致します。

つきましては、再度下記の内容を指導者等で共通理解した上で、適切に対応くださるようお願い致します。なお、感染状況に変化があった場合には、内容の変更を行うことがあります。

記

1 対応期間

- 3月7日(月)から当分の間

2 活動について

- 十分な感染症対策を講じた上で活動することができる。
- 活動を行う際には、団員、保護者の十分な理解を得た上で実施すること。
- 活動前後、活動中を通して、可能な限りマスクを着用し、マスクを外して活動を行う場合は、互いの距離を十分確保し、不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。
- 活動時間は、平日2時間以内、学校の休養日は3時間以内とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすること。)
- 活動場所は、原則、通常の活動場所とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、団員の移動等についても感染防止対策を徹底すること。
- 県内他単位団との交流（合同練習や対外試合）は慎重な判断のもと行うこと。

3 大会参加について

- 県内大会については、特に制限しない。
- 県外大会については、日本スポーツ少年団主催・共催大会及び中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加できる。
- 大会参加に際しては、主催者側の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- 宿泊については、十分な感染症対策を講じた上で、必要最低限の泊数、人数で行うこと。

(文書取扱)

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市スポーツ振興課 西都市スポーツ少年団事務局 TEL 0983-43-3478 FAX 0983-43-4865 担当：佐藤
